

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 27 年 5 月 29 日付けで提起された、同月 27 日付け生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

上記審査請求人（以下「請求人」という。）は、県外にある医療機関の [REDACTED] [REDACTED]（以下「県外病院 1」という。）で手術をした後、回復室に 1 泊した。その回復室料の支給を求め、処分庁に対して、保護申請をしたところ、処分庁が申請を却下した。回復室料は、保険外併用療養費のため支給できないとの理由で却下されたが、その取消を求める。県外病院 1 から全く説明がなかったため、処分庁の処分には不服があり、納得できない。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

1 平成27年2月3日、処分庁に対し、県外病院1から請求人の手術が同月17日に決まったと電話があった。県外病院1は、請求人に対し、手術をキャンセルした場合や保険適用外の治療費については、自己負担が生じることを説明するとのことであった。

また、処分庁に対し、県外にある医療機関の[](以下「県外病院2」という。)から電話があり、請求人は、県外病院1で手術を行った翌日から県外病院2で入院する予定とのことであった。

2 平成27年2月10日、処分庁は、県外病院1から電話連絡があった際、請求人の手術予定について手術の当日は県外病院1に1泊し、翌朝に県外病院2から迎える車両が来て、その車両に乗って移動することを確認した。

また、処分庁は、請求人の県外病院1における1泊について入院ではないことを県外病院1の職員から聴取し、ケース記録に記載している。

3 平成27年2月18日、請求人は、処分庁に電話連絡し、県外病院1での手術を終え、県外病院2で入院していることを伝えた。

4 平成27年2月25日、請求人は、処分庁に対し、県外病院1に支払った回復室料の支給を求め申請書を提出した。当該申請書には、「[]で手術を平成27年2月17日に受け一泊しました。回復室料として金16,200円を出しました。回復室料を事前に支払うことを事前報告しております。金16,200円を支給して下さいます様願います。」と記載されていた。

5 平成27年5月26日、処分庁は、請求人が申請した県外病院1に支払った回復室料について診断会議を開催し、医療扶助の診療方針及び診療報酬に基づき、当該回復室料は、保険外併用療養費のため支給しないことを決定した。

6 平成27年5月29日、処分庁は、本件処分に係る生活保護申請却下通知書を請求人に手渡した。

却下通知書には、却下の理由として「回復室料は保険外併用療養費のため」と記載されていた。

7 平成27年7月16日、審査庁は、県外病院1から回復室について聴取したところ、県外病院1には入院病床がないため、当該回復室は、入院病床を対象とする保険外併用療養費に係る特別の療養環境(差額ベッド)に該当しないとのことであった。

第3 判断

1 医療扶助の実施について、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 診療方針及び診療報酬について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）52 条 1 項に「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」とある。

また、法 52 条 2 項に「前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。」とある。

(2) 法 52 条 2 項の規定による診療方針及び診療報酬について、生活保護法 52 条 2 項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和 34 年厚生省告示第 125 号。以下「厚生省告示」という。）の 2 に「国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第 2 条第 7 号に規定する療養につき別に定めるところによる場合を除く。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。」とある。

(3) 移送の給付の費用について、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 3-9-(4)-アに、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最低限の実費」とある。

(4) 宿泊費を伴う場合の取扱いについて、生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「課長事務連絡」という。）問 65 に、「（問）被保護者が、治療上の必要性から遠方の指定医療機関を受診する場合であって、治療に要する時間等により、日帰りが困難であると認められる場合は、宿泊費を医療扶助の通院移送費として支給してよいか。（答）お見込みのとおり取扱って差し支えない。ただし、本人の希望のみによることなく、各福祉事務所において、医療の必要性や通院に要する時間等を考慮して、真にやむを得ない理由があるかどうかを厳正に審査すること。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、上記第2の1から3までのとおり県外病院1で手術を終えた当日は1泊し、その翌日、県外病院2に入院した。処分庁は、上記第2の2のとおり請求人の県外病院1における1泊が入院ではないことを当該病院の職員から聴取したが、回復室が入院病床を対象とする保険外併用療養費に係る特別の療養環境（差額ベッド）に該当するか否かを確認したことは認められない。請求人は、上記第2の4のとおり処分庁に対し、県外病院1に支払った回復室料の支給を求め申請書を提出した。処分庁は、上記第2の5及び6のとおり回復室料について、厚生省告示に基づき、保険外併用療養費であるため支給しないことを決定し、請求人に却下の理由として「回復室料は保険外併用療養費のため」と記載された生活保護申請却下通知書を手渡した。

審査庁は、上記第2の7とおりに県外病院1に聴取したところ、県外病院1には入院病床がないため、当該回復室は、入院病床を対象とする保険外併用療養費に係る特別の療養環境（差額ベッド）に該当しないとのことであった。

これらのことから、処分庁は、回復室が保険外併用療養費に係る特別の療養環境（差額ベッド）に該当しないため、請求人の県外病院1での宿泊について、局長通知第3-9-(4)-ア及び課長事務連絡問65に基づき、宿泊費を伴う場合の取扱いに該当するか否かを診断会議等で検討する必要があったにもかかわらず、回復室料は保険外併用療養費であると誤った判断をし、本件処分を行ったことは、不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成27年11月25日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

